SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務 一般競争入札実施要領

「SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務」(以下、「本事業」という。) は、総合評価 方式による一般競争入札によって受託業者を選定する。一般競争入札の内容は、公告文及び関係法令に 定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

本実施要領は、一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守 しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 趣旨

西胆振地域における地域包括ケアを実現するためには、地域医療・介護連携を推進していく必要がある。 本事業は、既存の1方向性の医療連携ネットワークを双方向性のネットワークに拡張するとともに、これまで医師のみであったネットワークユーザを、薬剤師や介護従事者など多職種に拡大し、医療・介護連携をさらに推進するものである。

一般競争入札にあたっては既存の医療連携ネットワークに関する知見のみならず、発注である室蘭市医師会が要求する下記2点に関する知見を求める。一般競争入札の範囲は、システムの企画・設計・開発・保守領域を対象とする。

新システムの重要課題

- ・双方向ネットワークシステムの構築
- 多職種連携

2 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務
- (2) 履 行 期 限 平成30年3月31日
- (3) 業 務 場 所 SWANクラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務要求仕様書(以下、「要求仕様書」という。) のとおり。
- (4) 業務の仕様その他の明細 要求仕様書のとおり。
- (5) 基準価格(債務負担行為上限額) 60,414千円

(取引に係る消費税額及び地方消費税額の相当額を含む。)

3 一般競争入札及び契約に関する事務を担当する名称及び所在地

〒050-0083 北海道室蘭市東町4丁目20番6号

室蘭市医師会事務局内

室蘭市医師会ネットワークシステム検討委員会

電話 0143-45-4393

メールアドレス muroi@coral.ocn.ne.jp

4 本書および付属資料の構成

- 一般競争入札の参加に当たっては、本書および付属する資料に目を通し、内容の理解に努めること。
- 一般競争入札の実施要領
- · 要求仕様書

5 一般競争入札参加資格

- (1) 一般競争入札に参加する個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2 項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは 再生手続開始の申立てがなされている者(同法第 33 条第1項に規定する再生手続開始の決定を 受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てを している者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条第1項に規定する更 生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ウ 病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護関係者が、患者情報を連携・共有できるネットワークシステムの開発実績を有している要員を本事業に配置できること。
 - エ 電子カルテシステムだけでなく、レセプトコンピュータシステム、検査システム等とのデータ 連携を実現しているシステムの構築実績を有している要員を本事業に配置できること。
 - オ マルチベンダーマネジメントの経験のある者を一人以上有していること。(各参加施設に設置されている電子カルテ、レセプトコンピュータとデータ連携をするため、各機器の販売・開発事業者と調整していただくことを想定している。)
 - カ 北海道内に事業所等を有する者又は北海道内に事業所等がない者であっても委員会の求めに 応じて速やかに来訪することが可能な者であること。
 - キ 課税対象事業者にあっては、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
 - ク 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。再委託契約先、または物品の調達業者等、すべての利害関係者が暴力団員に直接または間接的に利益を供与する者でないこと。
 - ケ 一般競争入札に関して(2)に定める共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 共同企業体を設ける場合、共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。
 - ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 共同企業体の代表者の名称、権限
 - (オ) 各構成員の出資比率
 - (カ) 構成員の責任
 - (キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
 - (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任
 - (コ) その他必要な事項

- イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
- ウ 共同企業体の代表者が(1)イに掲げる要件を満たしていること。
- エ 構成員のいずれかが(1)ウに掲げる要件を満たしていること。
- オ 各構成員が(1)ア及びエからクまでに掲げる要件を満たしていること。
- カ 一般競争入札に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

6 一般競争入札参加表明

- (1) 参加者は、一般競争入札参加表明を行い、平成29年4月19日(水)午後5時までに、SWANクラウド型高機能EHR事業に係るシステム構築業務一般競争入札参加表明書(様式第1-1号又は様式第1-2号)を3の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - また、SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務一般競争入札参加表明書の添付書類として次の書類を各1部添付すること。
 - ア 事業者概要書(様式第2号)
 - イ 共同企業体協定書(様式第3号)
 - 共同企業体で参加しようとする場合は提出すること。なお、共同企業体協定書の作成が期日までに間に合わない場合は、予定している共同企業体の概要(様式第4号)を期限までに提出し、 平成29年4月19日(水)午後5時までに共同企業体協定書を提出すること。
 - ウ 過去に他地域で同様のシステムの導入実績がある場合は、導入実績等調書(様式第5号)を提 出すること。また、実績がない場合もなしと記載のうえ提出すること。
 - エ 一般競争入札委託業務を外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名 称及び代表者名並びに協力内容を記載のうえ提出すること。(任意様式)
- (2) 一般競争入札参加の辞退
 - 一般競争入札参加表明後に一般競争入札への参加を辞退する場合は、SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務一般競争入札参加辞退届(様式第6-1号又は様式第6-2号)を7(3)に示す提出日時までに3の場所に提出すること。

7 一般競争入札手続き

- (1) 参加者又はその代理人は、公告及びこの実施要領等を熟知了承のうえ一般競争入札に参加しなければならない。一般競争入札の実施後、公告及びこの実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 優先交渉権者の決定は、総合評価方式による一般競争入札をもって行う。応募にあたっては SWAN クラウド型高機能 EHR 事業に係るシステム構築業務企画提案書(様式第7号。以下「提案書」 という。) を提出すること。また、以下の書類を提出すること。価格以外の要素に係る評価は、 提案書の記載内容および総務省公募要件技術回答書の各機能項目に対する対応可否の充足度を 判断して行う。

ア 提案書 7部

イ 総務省公募要件技術回答書 7部

ウ 見積書 (様式第8号) 7部

エ 上記ア、イ、ウに係る電子媒体(CD-Rとし、当該CD-Rの表面には企業名または共同企業体名、業務件名を記載すること。) 1 部

- (3) 提出日時及び場所
 - ア 技術回答書及び見積書を持参する場合
 - (ア) 日時 平成29年4月28日(金)午後5時まで

- (イ) 場所 3の場所とする。
- イ 技術回答書及び見積書を郵送する場合
 - (ア) 日時 平成29年4月28日(金)午後5時必着のこと。
 - (イ) 郵送先 3の場所あてとする。
 - (ウ) 送付方法 郵便(書留)とする。
- (4) 見積書(様式第8号)を作成するにあたっては、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載するものとする。
- (5) 参加者は、提出した資料の引換え、変更又は取消しをすることができない。 なお、提出資料の日付は提出日 (郵送の場合は発送日) を記入のこと。
- (6) 一般競争入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 提出資料の審査

- (1) 審査は室蘭市医師会理事会にて総合評価方式により行う。
- (2) 審査は、提案書の記載内容および総務省公募要件技術回答書の各機能項目に対する対応可否の 充足度および提示価格から総合的に評価する。
- (3) 書類審査で選定が困難な場合は、別途、プレゼンテーションによる追加審査を実施する場合がある。
- (4) 審査結果は、室蘭市医師会理事会より速やかに参加者に通知する。

9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者、参加表明を行っていない者の入札
- (2) 同一参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (3) 参加者又はその代理人が同時に他の参加者の代理をした入札
- (4) 提出資料が誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (5) 見積書の金額を訂正した入札
- (6) 見積書に記名押印のない入札
- (7) 不適切な連合によるものと明らかに認められる入札
- (8) 他の参加者の一般競争入札の参加を妨害する行為又は一般競争入札事務の担当職員の職務執 行を妨害する行為を行った者の入札

10 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類に記載された事項は、要求仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。 ただし、一般競争入札業務の目的達成のために修正すべき事項が審査委員会で指摘された場合や その後の精査で確認された場合には、委員会と受諾者との協議により契約締結段階において項目 を追加、変更又は削除することがある。
- (3) 契約締結の日から概ね15日以内に関係事項を委員会ホームページ上で公表する。

11 その他

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が一般競争入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 入札参加者が提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 提出された書類は、一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された書類を一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) その他参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 一般競争入札業務の受託者は、今後発注される一般競争入札業務委託に関連する業務や機器等 の購入等において、契約業者となることを保証されるものではない。
- (9) 本事業は、複数の異なるメーカーのシステムをネットワークで連携するものであり、各メーカーの協力なくしては実現できないものである。したがって、一般競争入札に参加しようとする事業者は、以下の事項を遵守することが求められる。
 - ・万が一、落選した場合でも、受注者からのデータ連携等の依頼には協力的に対応すること。
 - ・協力作業に費用が発生する場合は、適正かつ公平と認められる金額で対応すること。

【参考】

一般競争入札スケジュール予定

時 期	内 容
平成29年4月14日(金)	公告
平成29年4月19日(水)	参加申込期限
平成29年4月28日(金)	入札書類提出期限
平成29年5月2日(火)	総合評価方式による入札者の評価

以上